建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて

入札・契約制度については、これまでも適宜見直しを行ってきましたが、早期かつ確 実な国土強靭化事業を進めるため、早期かつ効率的な工事発注の促進、建設会社の技術 者の効率的な活用の促進、更なる入札不調対策の推進等の観点から以下のとおり見直し を行うこととしました。

1 国土強靭化予算で執行する工事の早期執行のための対策

早期かつ確実に国土強靭化事業を進めるため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく、国土強靭化予算で執行する工事*1については、予定価格1億円未満の工事に指名競争入札を適用*2することとし、これらの工事にはすべて最低制限価格制度を適用します。

- ※1 国土強靭化予算で執行する工事:「国土強靭化5か年加速化対策」として国から予算配分を 受けた事業
- ※2 災害復旧工事については、令和2年10月から予定価格1億円未満の工事に指名競争入札を 適用

2 現場代理人の常駐義務の緩和の拡充

建設会社の技術者の効率的な活用を促すため、現場代理人の兼務については、県 発注工事同士の兼務を認めていますが、これを国、市町村発注工事についても兼務 可能(3件まで)に変更します。

3 フレックス工期契約制度の余裕期間の延長

「手持ち工事」がある建設会社の積極的な入札参加を促すため、建設会社が「新規受注工事」の着手時期を柔軟に設定できる「余裕期間」を工期内に付加し、「手持ち工事」と「新規受注工事」工事実施期間の重複解消に向け、フレックス工期契約制度を導入していますが、これまで「余裕期間」を通常工事60日以内としているものを、さらに効率的な活用を促すため、90日以内(債務負担行為に係る契約で前金払がないものは90日以内としているものを120日以内)に延長します。

フレックス工期契約制度 イメージ図

手持ち工事 : 工事実施期間

新規受注工事:



4 競争入札における一者入札の有効化

競争入札における一者入札については、一定の地域要件を満たす場合のみ認めているところですが、入札不調の発生状況を鑑み、一般競争入札については、地域要件

に関わらず全ての案件について一者入札を有効にします。

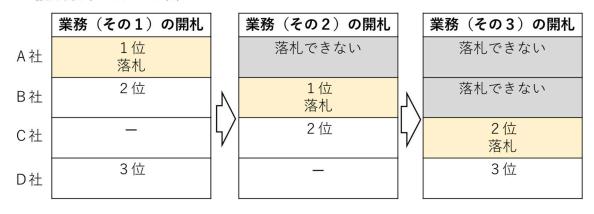
5 再度入札の運用見直し

予定価格超過に伴う再度入札については、これまで原則1回までとしていますが、 受注意欲の高い業者の再度入札を促すため、原則2回までに変更します。

6 業務委託における「一抜け方式※3」の導入

業務委託の円滑な業務の履行の観点から、建設工事に関する業務委託において「一抜け方式」を導入します。

一抜け方式 イメージ図



※3 「一抜け方式」: 一定の条件を満たす複数の業務委託を同時に発注する場合、予め定めた開札順 序で落札者を決定し、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札 を無効とする方式

7 施行日

令和4年4月1日(ただし、1の取組については令和4年3月1日)